

# 「第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）」及び「第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）」におけるシティツアー実施等による観光PR事業業務委託仕様書

## 1 事業の目的

2026年に開催する「第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）」及び「第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）」の開催を契機として、アジア地域における「観光県としての愛知」の地位確立を図る必要がある。

このため、大会開催期間において、選手や大会関係者、メディア、観客を対象としたシティツアーを実施し、本県の魅力や観光情報等の発信を促すことにより、アジア各国における本県の観光地としての認知向上につなげる。

また、大会を契機に、愛知県を起点とした全国各地域へのインバウンド誘客拡大を図るため、大会に来訪するメディアに対して、県内空港の就航先自治体や中部地域への周遊観光を促すことで、各地の情報発信を行う機会を提供する。さらに、大会開催期間前に、アジア圏に影響力のあるインフルエンサーを招請の上、本県及び県内空港の就航先自治体や中部地域を周遊し、各地の観光情報や周遊方法等についての動画配信や記事投稿による情報発信を行うことで、広域周遊観光を促進する。

## 2 事業期間

契約締結日から2027年3月19日（金）まで

## 3 業務内容

### （1）シティツアーの実施

#### ア 概要

アジア・アジアパラ競技大会の開催期間中において、選手や大会関係者、メディア、観客を対象としたシティツアーを名古屋市と連携して実施する。

時期：2026年9月、10月の大会開催期間及びその前後5日間程度

（アジア競技大会：2026年9月19日～10月4日  
アジアパラ競技大会：2026年10月18日～10月24日）

日程：上記時期のうち、特定の20日間

コース数：3コース以上を造成

内容：日替わりでメディア向け、選手及び大会関係者向け、一般観客向けの各コースを設定し、県内各地域（隣接県等を含む。）を周遊

定員：1コース当たり45名定員（大型バス1台）

対象及び費用負担等：

	メディア	選手・関係者	観客
参加者の費用負担	観光情報の発信を条件に無償	参加者負担あり※ <sup>1</sup>	参加者負担あり※ <sup>2</sup>
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア用のツアー申込 Web サイト</li> <li>メインメディアセンター内有人ブース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光特設 Web サイト (選手・関係者、観客用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光特設 Web サイト (選手・関係者、観客用)</li> </ul>

※1 大型バスに係る費用（有料道路・駐車場・添乗員の費用を含む）、通訳案内士に係る費用は本県負担とする。

※2 大型バスに係る費用（有料道路・駐車場・添乗員の費用を含む）は本県負担とする。

## イ ツアーの造成について

- ・「観光県としての愛知」を参加者に強く印象付けるためにふさわしい観光地を選定し、3コース以上作成すること。訪問先の一部には、本県外の観光地や観光施設等を組み入れても構わない。
- ・ツアーは対象者別（メディア向け、選手及び大会関係者向け、一般観客向け）に日替わりで催行することとし、行程スケジュール及びコースを提案すること。コースは日帰りとし、1日でも半日でも可とする。なお、対象者によって催行日を変えることは差支えないが、各対象者が同時に利用できるバスは原則1台とすること。
- ・ツアーの訪問先が県内の特定の地域に大きく偏ることがないように配慮すること。また、名古屋市が令和7年度に造成したツアー商品（別紙参照）と内容等が重複しないよう配慮すること。メディア向けツアーについては、名古屋市においても造成予定のため、原則、催行日等が被らないように調整すること。
- ・メディアや選手・大会関係者に関しては、できるだけ催行直前まで申込みが可能となるよう配慮すること。
- ・メディアについては、訪問する施設等から事前に取材や情報発信、映像等の使用の許諾を得ることとし、必要な一切の調整を受託者で行うこと。
- ・各参加者が属する国、地域、コミュニティ等の文化や、宗教等の多様な背景に配慮し、全ての参加者が不快に感じることはないよう体制を整備すること。
- ・必要に応じて荒天時の代替先を確保するとともに、ツアー催行日はスケジュールを含め適切な進行管理を行うこと。
- ・行程及び訪問先は本県と協議の上、決定する。
- ・日程や人数に変更が生じた場合にも柔軟に対応すること。やむを得ずキャンセルが発生した場合のキャンセル料は、本県が費用負担を行う内容のみ事業費で賄うこと。
- ・ツアーの発着地は、参加者が集合しやすい場所を選定し、発着地の周辺地域に影響がないよう配慮すること。

## ウ 参加者募集について

### (ア) 特設 Web サイト等の調整及び観光情報サイトの構築

- ・名古屋市が作成する観光特設 Web サイト及びメディア用のツアー申込 Web サイト（以下「特設 Web サイト等」という。）上に、3（1）イで造成するツアー情報を掲載するための調整を行うこと。
- ・特設 Web サイト等を経由して参加申込みができる仕組みを構築し、参加者からの費用徴収を含めた募集業務一切を行うこと。
- ・全国の観光情報を掲載した Web サイト（以下「観光情報サイト」という。）を作成し、特設 Web サイト等からリンクを貼ること。

### A 要件

- ・インバウンドの利用を想定した参加申込みのスキーム及び決済方法を提案すること。
- ・観光情報サイトは、日本語及び英語の2言語以上で作成すること。
- ・観光情報サイトには、全国の観光情報について幅広く周知を行うため、本県のみならず、掲載を希望する他の都道府県等の観光情報を掲載すること。なお、他の都道府県等への掲載希望有無については、本県で確認を行うが、掲載内容の調整は受託者において実施すること。
- ・不正アクセスを防止するための機能及び個人情報等の重要性の高い情報を保護するための暗号化機能を備えること。

### B 公開スケジュール（想定）

2026年2月末頃	各都道府県等に掲載希望の有無を照会
4～5月	掲載を希望する自治体等と掲載内容の調整
5月上旬	掲載内容の確定
7月上旬	特設 Web サイト等及び観光情報サイト公開

### C その他

- ・観光情報サイトの構築にあたり、新規でドメインが必要になる場合は、原則として愛知県公式 Web サイトのサブドメイン（「pref.aichi.jp」の先頭に任意の文字列を挿入して作成したドメイン。）で行うものとする。管理・運営上の問題が発生する場合は、提案時に理由を明記の上、代替案を提案すること。
- ・サイト閉鎖後、最低3年間はドメインを保持すること。
- ・観光情報サイトの構築・運営に必要な機器については、受託者において準備すること。また、安定的な運用を行うため、信頼性の高い機器を用いるとともに、記憶容量等については、余裕を持った機器を用いること。
- ・観光情報サイトの保守管理・運用については、受託者が行うこと。
- ・素材（観光スポット写真等）は、受託者が自主的に取得した画像を用いることとし、デザインデータ等については、他者の著作権を侵害することのないよう十分配慮すること。なお、本県以外の都道府県等の素材については、原則当該都道府県等から素材の提供を受けること。
- ・観光情報サイト等のアクセス解析を実績報告書としてとりまとめること。

## (イ) 募集業務

- ・参加者募集のため、チラシ等を作成し周知を行うこと。また、効果的な参加者募集の手法について提案すること。
- ・参加者募集においては、本県のツアーのみならず、名古屋市が造成・販売するツアー等の紹介や周知等をあわせて行うこととし、特設 Web サイト等への誘導や問合せ窓口（電話番号・メール等）への案内を実施すること。なお、名古屋市が販売するツアーに関する問合せがあった場合は、名古屋市が指定する窓口を案内すること。
- ・チラシ等の作成については、本県と協議の上、決定すること。
- ・メディアの参加者募集に際しては、観光情報の発信を条件とし、発信内容の収集を行うこと。また、ポートメッセなごやに配置されるメインメディアセンター内に有人対応のブースを配置し、募集及び参加申込受付を行うこと。ツアー参加者がメディアであることを確認する方法については、県と協議の上、決定すること（メディアパス等の確認を想定）。
- ・選手・関係者の参加者募集に関しては、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「AINAGOC」という。）が設置するインフォメーションデスク（インターネット等の問合せ窓口）で案内するための調整を AINAGOC 等と行うこと。
- ・本県が本事業の説明や周知等を行う場合は、資料の作成、翻訳対応等の業務を行うこと（AINAGOC が主催するメディア関係者向けの会議や、海外向けの PR 資材の作成等を想定）。

## エ 各種手配について

### (ア) 本部・添乗員業務

- ・全ツアー行程を通し、統括する本部を設置すること。本部は、現場の運営・進行状況を常に把握し、緊急時にも対応できるよう体制を整えておくこと。
- ・全ツアー行程を通し、業務の内容全般を把握している添乗員を配置すること。添乗員は、業務を円滑に実施できるよう、現場での運営管理を行うほか、本部及び食事会場・訪問施設等との連絡調整を密に行うこと。

### (イ) ガイド・通訳

- ・各行程において、十分な能力を持つガイド兼通訳をバス 1 台につき 1 名以上手配すること（添乗員との兼務も可とする）。  
各々のガイド・通訳能力を把握した上で適切な配置を行うとともに、業務を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じ事前に研修を実施すること。なお、参加者全員が日本人の場合など、外国語対応が不要な場合は、ガイドの外国語能力を不問とする。
- ・ガイド兼通訳は通訳案内士（英語）の資格を有する者（観光庁が所管する国家試験「通訳案内士試験」に合格し、通訳案内士として登録した者）を手配することを想定している。極力、県内在住者を手配すること。
- ・ガイド兼通訳等との連絡調整を行うこと。
- ・必要に応じて、参加者等のイヤホンガイドを人数分手配すること。

(ウ) 車両

- ・各ツアーごとに専用大型バスを1台手配すること。
- ・バス1台につき参加者45人程度その他、添乗員等の乗車を想定している。
- ・車両使用料、有料道路及び駐車場使用料等、車両の運行に必要な経費を負担すること。
- ・バスでの移動時間を活用し、本県の観光をPRできるようにすること。
- ・参加者が少ない場合は、委託者と協議の上、必要に応じてマイクロバス等に切り替えても構わない。

(エ) 各種制作物

行程表及び訪問先を紹介した資料（日本語又は英語。訪問施設のパンフレット等の配布も可とする。）を作成し、参加者に配布すること。

(オ) 全体マニュアル

期間中の運営マニュアルを作成すること。

(カ) 問合せ対応窓口業務

3（1）イで造成するツアー申込者の問合せ、キャンセル等に対応するための窓口を設置し、対応要員を配置すること。

(キ) アンケート

- ・参加者に対して、内容や価格等についてのアンケートを実施し、回答を得ること。
- ・アンケートの内容は本県と事前に協議の上、決定すること。
- ・アンケートの回答者を増やすための手法や企画について提案すること。
- ・回答結果を集計・分析し、実施結果報告書に掲載すること。

**(2) SNS ハッシュタグキャンペーンの実施**

- ・シティツアー参加者、大会関係者や観客等を対象としたSNSハッシュタグキャンペーンを実施することにより、大会情報と合わせて、本県の魅力や観光情報等の発信を促進すること。
- ・SNS投稿におけるキーワードは、本県と協議して決定するが、投稿を促すために効果的なキーワードを提案すること。
- ・キャンペーン実施期間は、2か月間程度とすること。
- ・投稿期間終了後、投稿者を対象に抽選を実施し、記念品を贈呈すること。なお、記念品の内容は、本県と協議して決定するが、投稿を促すために効果的な内容を提案すること。
- ・SNSの投稿数については、目標値を設定すること。ただし、目標値は実施結果報告書の提出期限までに実績の確認ができる数値を設定すること。
- ・本県や名古屋市が造成・販売するシティツアーの参加者募集に資する内容とすること。
- ・キャンペーンを周知するため、キャンペーン特設Webページを作成し、3（1）ウ（ア）で構築する観光情報サイト内に開設すること。

### (3) 大会関連施設等における PR の実施

- 選手・関係者が訪れる県内大会関連施設（愛知県国際展示場内を想定）において観光 PR ブースを設置し、本県の観光情報等を PR すること。

設置期間：2026 年 9 月 6 日（日）～10 月 24 日（土）（想定）

広さ：80 平米程度

- 選手・関係者による SNS 発信を促すため、魅力的なデザインを提案すること。
- 本県のパンフレットを増刷し、配架すること。
- 他の都道府県から送付されるパンフレット配架及び全体の在庫管理を行うこと。
- 設置期間中、本県が指定する日時（5 日程度）に、英語対応の可能な 2 名以上のスタッフを配置すること。

観光 PR ブース開設時間：6～23 時（想定）

### (4) 就航先及び中部地域自治体へのメディア周遊の実施

#### ア 概要

大会開催期間に来訪するメディアに対して、中部国際空港や県営名古屋空港の就航先自治体及び中部地域自治体への周遊観光を促すことで、各地の情報発信を行う機会を提供する。

時期：2026 年 9 月、10 月の大会開催期間及びその前後 5 日間程度

（アジア競技大会：2026 年 9 月 19 日～10 月 4 日  
アジアパラ競技大会：2026 年 10 月 18 日～10 月 24 日）

日程：上記時期のうち、特定の日（参画自治体と調整の上、決定。）

内容：大会時に来日するメディアの中から、参画自治体の視察を希望する者を募り、取材と情報発信を実施する。以下の参画自治体へ各最大 5 名程度のメディアを送客する。

参画自治体（予定※）：

就航先自治体 (10 道県)	北海道、岩手県、宮城県、新潟県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県
中部地域自治体 (5 県)	富山県、福井県、長野県、三重県、滋賀県

※参画自治体は現時点の予定であり、変動する場合がある。

経費：

愛知県負担	参画自治体負担
参画自治体へ各最大 5 人程度のメディアを送客するための交通費（愛知県～各自治体の往復） 各自治体での宿泊費（1 泊分）	愛知県負担を除き、各自治体内で視察に必要な経費（各自治体内での交通費、観光施設費、飲食費等）

#### イ 参加者募集について

- 3（1）イで造成するメディア向けシティツアーと同様の手法で参加者を募集すること。

- ・参加者の費用負担は無償とするが、観光情報の発信を条件とし、発信内容の収集を行うとともに、本県及び各自治体に報告すること。ツアー参加者がメディアであることを確認する方法については、県と協議の上、決定すること（メディアパス等の確認を想定）。

#### ウ 周遊コースの造成について

- ・各自治体の意向を踏まえ、周遊コースを造成し、催行日を決定することとし、各自治体と調整を行うこと。
- ・経費のうち、愛知県と各自治体間の往復に係る交通費及び各自治体での1泊分の宿泊費は、本事業費で賄うこと。ただし、1泊分の宿泊費は参加者1人当たり21,000円（朝食付、諸税込）を基準とし、超過分については各自治体へ費用を請求すること。
- ・日程や人数に変更が生じた場合にも柔軟に対応すること。やむを得ずキャンセルが発生した場合のキャンセル料は、本県が費用負担を行う内容のみ本事業費で賄うこと。

#### エ 各種手配について

- ・愛知県と各自治体間の往復及び各自治体での1泊について、必要な手配を行うこと。
- ・各自治体内での交通費、観光施設費、飲食費等については各自治体の負担となるため、各自治体の意向により調整を行うこと。
- ・添乗員、ガイド・通訳、車両等の手配についても、各自治体の意向により調整を行うこと。

### (5) 就航先及び中部地域自治体へのインフルエンサーを活用した広域周遊観光PRの実施

#### ア 概要

大会開催期間前に、アジア圏に影響力のあるインフルエンサーを招請の上、本県及び中部国際空港や県営名古屋空港の就航先自治体、中部地域自治体を周遊し、各地の観光情報や周遊方法等についての動画配信や記事投稿による情報発信を行うことで、大会期間中における広域周遊観光を促進する。

時期：2026年5月～6月招請、7月から情報発信（想定）

内容：インフルエンサーを招請の上、各自治体を周遊し、情報発信を行う。

参画自治体（予定\*）：

就航先自治体 (15道県)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
中部地域自治体 (8県)	富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、岐阜県、三重県、滋賀県

※参画自治体は現時点の予定であり、変動する場合がある。

招請人数：

就航先自治体（15 道県）：インフルエンサー 6 名

中部地域自治体（8 県）：インフルエンサー 2 名

経費：

愛知県負担	参画自治体負担
インフルエンサー8名の招請費 各自治体での周遊に係る経費	招請行程で宿泊費・飲食費等が高額になる施設等を特に希望する場合の負担

## イ インフルエンサーの招請について

- ・アジア圏に影響力があり、SNS 発信が可能な者を選定すること。
- ・インフルエンサーの選定、調整、招請、滞在支援、発信に当たっては、適切な管理監督を行うこと。
- ・被招請者が無理なく安全に行動できる行程とし、被招請者は、招請中、旅行保険等（旅行期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの）に加入すること。
- ・招請人数・周遊先自治体・日程・希望市場の想定は以下のとおりとする。なお、周遊先自治体はあくまで想定であり、希望市場等を考慮の上、別内容で提案することを妨げない。

人数	周遊先自治体（想定）	日程
1名	北海道、青森県	6泊7日
1名	岩手県、宮城県、秋田県	6泊7日
1名	山形県、千葉県、新潟県	6泊7日
1名	島根県、愛媛県、高知県	6泊7日
1名	福岡県、長崎県	6泊7日
1名	宮崎県、鹿児島県	6泊7日
1名	富山県、石川県、福井県、長野県	8泊9日
1名	静岡県、岐阜県、三重県、滋賀県	8泊9日

県名	希望市場
北海道	韓国、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、インド、中東（GCC 6カ国）
青森県	台湾、韓国、香港、タイ、シンガポール
岩手県	台湾、香港、ベトナム
宮城県	台湾、香港、タイ、インド
秋田県	香港、中国、韓国、タイ
山形県	台湾、香港、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム
千葉県	台湾、タイ、ベトナム、香港、シンガポール
新潟県	台湾、韓国、タイ、シンガポール
島根県	韓国、中国、香港、台湾、タイ、ベトナム

愛媛県	韓国、台湾、中国、ベトナム
高知県	台湾、香港、韓国、中国、シンガポール、タイ
福岡県	台湾、香港、韓国
長崎県	中国、韓国、香港、台湾、タイ、ベトナム、シンガポール
宮崎県	韓国、台湾、香港、中国、タイ、シンガポール
鹿児島県	中国、香港、タイ、シンガポール、ベトナム
富山県	ベトナム、インドネシア、インド
石川県	台湾、韓国、香港、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア
福井県	台湾、香港
長野県	香港、シンガポール、タイ、台湾
静岡県	調整中
岐阜県	マレーシア、インドネシア
三重県	台湾、タイ、シンガポール、香港、インドネシア
滋賀県	韓国、香港

- ・インフルエンサーのプロフィール、選定意図、過去の配信内容、フォロワー数、フォロワー属性（性別、世代別など）、発信内容、想定リーチ回数等の目標値を設定すること。なお、フォロワー数については、10万人以上を目安とすること。

#### ウ 行程等について

- ・参画自治体の意向を踏まえたうえで行程等を決定することとし、本県及び参画自治体と調整を行うこと。
- ・本県と就航先自治体間の移動は、原則、航空機利用とすること。
- ・中部地域については、一般社団法人中央日本総合観光機構の提案を踏まえて行程等を決定すること。
- ・訪問先との調整、予約等招請に係る必要な手続きの一切を行うこと。また、被招請者の取材・発信方法等を確認の上、事前に各取材ポイントでの取材許可を取ることを。
- ・行程には、被招請者が堪能な言語の通訳ができ、本事業の目的を果たすための十分な能力と経験を持つガイド兼通訳が同行すること（ガイドと通訳を2名で分担することを妨げない）。
- ・行程及び訪問先施設等の情報は、受託事業者、本県、参画自治体、ガイド、視察先の所在する自治体及び観光協会等の関係者で共有し、効率的に視察ができるよう配慮すること。視察先の所在する自治体及び観光協会等の関係者へは、必要に応じてあらかじめ視察時のアテンドを打診しておくこと。

- ・行程中に必要な移動手段（専用車等）、宿泊、食事（朝食、昼食、夕食）等の手配を行うこと。ただし、宿泊費は1人当たり1泊14,000円（朝食付、諸税込）、昼食及び夕食を合わせて1人当たり1日5,000円（諸税込）を基準とし、超過分については各自治体へ費用を請求すること。
- ・車両使用料、有料道路及び駐車場使用料等車両の運行に必要な経費を負担すること。
- ・施設入場料及び参加料（アテンドする者も含む）、同行するカメラマンの機材に係る費用等、招請・視察を行う上で必要な経費全てを負担すること。
- ・やむを得ない理由で招請の実施ができない場合に、生じたキャンセル料等の必要な費用を支払うこと。

## エ 情報発信について

- ・インフルエンサー1名につき2つ以上の媒体を使用して、各媒体2回以上の発信をすること。
- ・2026年7月を目途に発信を開始し、大会開催期間の周遊観光を促すこと。
- ・情報発信内容について、観光地名称等の誤り、事実誤認、不適切な表現等がないかのネガティブチェックを行うこと。なお、事前に本県や参画自治体の確認を取り、内容確認のため、和訳をつけること。
- ・各地の紹介にあたっては、愛知県を発地として広域周遊を促す内容とすること。
- ・発信内容は、3（1）ウ（ア）で構築する観光情報サイトにも観光情報や周遊ルート等を掲載し、リンク等を行うこと。

## （6）その他

（1）～（5）の業務の他に、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

## 3 成果物の提出

下記のとおり、実施結果報告書を提出すること。

### （1）記載内容

- ・シティツアーの全日程、訪問結果記録、記録写真
- ・SNSハッシュタグキャンペーンの実績、観光情報PRの実施結果
- ・メディア周遊の全日程、実施結果記録
- ・インフルエンサーの招請結果、情報発信の実績
- ・その他指示したもの

### （2）提出期日

2027年3月19日（金）

### （3）提出部数

紙媒体（A4判）2部、電子データ（Power Point形式など加工可能なもの）

#### 4 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、実施内容を委託者と十分協議し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等について、随時、確認・報告すること。また、委託者と常に調整が行えるよう連絡体制を整えること。
- (2) 委託業務の実施にあたって、統括責任者・主担当者の役割を明確にし、名古屋市やAINAGOC等関係機関の他、参画自治体や各訪問先等との連絡調整を密に行い、本業務を円滑に実施すること。
- (3) 委託業務を円滑に実施するための体制として、外国人旅行者受入の専門知識を有する社員を配置すること。
- (4) 旅行業法（昭和27年法律第239号）等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うこと。
- (5) やむを得ない理由で本業務の全部又は一部が実施できない場合に、生じたキャンセル料等の必要な費用を支払うこと。
- (6) 業務上、日本語から英語への翻訳、英語から日本語への翻訳が必要となった場合、対応すること。

#### 5 留意事項

- (1) 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、取材許可等は、全て受託者の責任において行うこと。
- (2) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (3) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施にあたって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (4) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (5) 委託業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（本県が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 委託業務の実施にあたり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、本県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。